

所沢市告示 第 652号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第21条第2項の規定に基づき、撤去、保管した自転車について、以下のとおり告示する。
 なお、利用者等が引き取らない保管自転車は、同条第3項の規定に基づき返還期日をもって処分する。

令和6年12月19日

所沢市長 小野塚 勝 俊

- 1. 保管自転車台数 6台
- 2. 返還場所 喜多町自転車駐車場内保管場所(所沢市喜多町2番12号)
北野自転車保管場所(所沢市北野新町一丁目9番地の13)
- 3. 返還期限 令和7年2月3日 (告示期間終了後30日間)
- 4. 問い合わせ先 所沢市市民部防犯交通安全課
電話 04-2998-9140

No.	管理番号	撤去日	撤去場所	色	車種	車体番号	備考	返還場所
1	376	12月6日	航空公園駅(東口)	黄	普	SVB320703	大阪府警西373295	喜多町
2	741	12月11日	新所沢駅(西口)	黒	軽	T62MG272		喜多町
3	284	11月28日	小手指駅(南口)	黒	折	ASW2140702		北野
4	780	11月28日	西所沢駅	黒	軽	S4 I 08913		北野
5	2259	12月3日	西新井町21-2	水色	軽	OR82569		北野
6	2261	12月16日	西所沢2-4-12	黒	折	QS24DO1884		北野

※ 例: 普→普通車、軽→軽快車(普通車ギア付き)、折→折りたたみ、電→電動自転車、ス→スポーツ、子→子供用
 喜多町→喜多町自転車駐車場内保管場所、北野→北野自転車保管場所